

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第55号

京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例施行規則

第1条中「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」に改める。

第2条中「第13条第1項」を「第2条第2号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第18条」を「第20条」に改める。

第5条中「ほか，」の右に「法及び」を加え，同条を第9条とする。

第4条第1項中「第17条第3項」を「第19条第3項」に，「第18条」を「第20条」に改め，同条第2項中「第23条第2項」を「第29条第3項」に改め，同条に次の1項を加える。

3 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は，第3号様式とする。

第4条を第8条とし，第3条の次に次の4条を加える。

（協議会の会長）

第4条 京都市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

2 会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

4 会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の招集及び議事）

第5条 協議会は，会長が招集する。ただし，会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は，市長が招集する。

2 会長は，会議の議長となる。

3 協議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市計画局において行う。

(協議会に関する補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

別表1の項中「第13条第1項第1号」を「第2条第2号ア」に改め、「室外機」の右に

「
 「給湯器」を加え、
脱落、剥離、破損、変形等が生じている。 を
 」

「
脱落、剥離、破損、変形等が生じ、又は傾斜している。 に、「塀、柵」を「門、塀、柵、擁壁」
 」

に、「又は崩落して」を「若しくは崩落し、又は亀裂、破損等が生じて」に改め、同表2の項から4の項までを次のように改める。

2	条例第2条第2号イに該当する状態	建築物	石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質の粉じんが飛散し、又は発散するおそれがある。
		建築物及びその敷地	廃棄物その他の物が堆積し、又は散乱していることにより臭気を発散している。 ねずみ、蚊、はえその他の動物のふん尿、死体その他の汚物又は廃物が散乱している。
		浄化槽その他の汚水又は汚物を処理するための建築設備	汚水又は汚物が流出し、又は臭気を発散している。
3	条例第2条第2号ウに該当する状態	屋根、外壁その他の建築物の外観を構成する部分及び建築物の敷地のうち、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地又は隣地(以下「公共用空地等」という。)から視認することができる部分	汚損、腐食、腐朽、剥離又は破損が生じている。 樹木、雑草等が当該部分を覆っている。 廃棄物その他の物が堆積し、又は散乱している。

		一時的に設置する足場, 養生のための資材その他の建築物を覆う仮設の資材のうち, 公共用空地等から視認することができる部分	汚損, 腐食, 腐朽又は破損が生じている。 当該資材を通常必要とする期間を超えて設置されている。
4	条例第2条第2号エに該当する状態	建築物及びその敷地	ねずみ, 蚊, はえその他の動物が多数生息し, 又は発生している。
		外壁及び開口部	人が侵入することの可能な大きさの戸, 窓その他の開口部が常時開放されている。
			外壁に人が侵入することの可能な大きさの穴, 亀裂等が生じている。
		門, 塀, 柵, 擁壁その他の敷地を囲む工作物	人が侵入することの可能な大きさの穴, 亀裂等が生じている。
		建築物の敷地	敷地内の土砂が大量に流出している。
		樹木, 雑草等	樹木(かん木を除く。)が繁茂し, 倒伏し, 又は傾斜することにより敷地の境界を越えている。
落葉, 落枝等が大量に散乱している。			
かん木, 雑草等が繁茂することにより敷地の境界を越えている。			
			かん木, 雑草等が敷地の全体にわたって繁茂している。

第1号様式中「第4条関係」を「第8条関係」に、「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例第17条第1項」を「京都市空き家等の活用, 適正管理等に関する条例第19条第1項」に、「第18条」を「第20条」に改める。

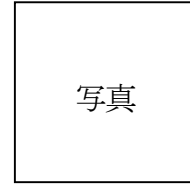
第2号様式中「第4条関係」を「第8条関係」に、「京都市空き家の活用, 適正管理等に関する条例第23条第1項」を「京都市空き家等の活用, 適正管理等に関する条例第29条第1項」に改め, 同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第8条関係)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名



年 月 日生

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。

年 月 日

京都市長



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局まち再生・創造推進室)